平成２２年（フ）第９９８号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅５棟108号
債務者　高野　　正
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５６号
堺市南区城山台５丁１番27号
債務者　勝浦栄利子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
堺市南区三原台１丁３番44―306号
債務者　中山　更紗（旧姓岩野）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６６号
堺市堺区旭ヶ丘北町２丁２番24号　富士マンション302号
債務者　坂口千恵子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６９号
堺市中区田園1051番地４
債務者　濱崎　香織（旧姓守内）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７７号
大阪府羽曳野市西浦１丁目１番13号
債務者　上村　正直
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８０号
大阪府富田林市須賀１丁目29番１号、住民票上の住所大阪府大阪狭山市半田５丁目1274番地の６
債務者　玉城　久栄
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８６号
堺市堺区香ヶ丘町４丁２番22号、前住所大阪府和泉市上代町776番地の１　815
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目512番地の９
債務者　藤林　未二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２９号
堺市中区深阪2425番地　エクセル深阪302号、前住所堺市中区深阪2300番地３
債務者　瀬尾　岩夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３０号
堺市中区深阪2425番地　エクセル深阪302号、前住所堺市中区深阪2300番地３
債務者　瀬尾美惠子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４２号
堺市堺区三宝町４丁273番地
債務者　津田　耕央
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４５号
堺市堺区協和町１丁22番地　西団地11号館502号、前住所堺市堺区高砂町１丁１番地８エムワイ高砂マンション406号
債務者　脇坂　奉代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
新潟県新発田市緑町２丁目３番２号
債務者　杉本　信二
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０９号
新潟県新発田市中曽根町２丁目14―４　ハイツサイトウ102号、住民票上の住所新潟県新発田市藤塚浜2058番地８
債務者　桐澤　政希
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１０号
新潟県阿賀野市百津町10番21号
債務者　廣川　雅織
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１３号
新潟県新発田市大栄町４丁目２番３号
債務者　安田稔こと　安　　且浩
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで新潟地方裁判所新発田支部